

草津市監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、市長から監査結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により、その内容を次のとおり公表する。

令和元年10月31日

草津市監査委員 平井文雄

草津市監査委員 山元宏和

〔定期監査〕

平成30年12月25日告示分および平成31年3月25日告示分

監査対象：商工観光労政課

意見・指摘事項	措置状況等
草津市企業立地促進条例第11条第2項の身分を示す証明書の様式について規則等で規定し、立入検査をする職員に交付されたい。	草津市企業立地促進条例第11条第2項の身分を示す証明書の様式について、草津市企業立地促進条例施行規則の一部改正により立入検査証の様式を定め、立入検査を実施する職員に交付しました。

監査対象：長寿いきがい課

意見・指摘事項	措置状況等
草津市すっきりさわやかサービス事業の運営委託先（受注者）に対して、同業務委託契約書第3条第1項に定められている業務報告書の提出を求められたい。	草津市すっきりさわやかサービス事業の運営委託先（受注者）に対して、同業務委託契約書第3条第1項に定められている業務報告書の提出を求め、業務の実施状況を確認しています。

監査対象：幼児課

意見・指摘事項	措置状況等
<p>私立幼稚園振興運営費補助金交付申請書の添付書類として規定している「私立学校の財務状況に関する調査」は現在実施されておらず、同補助金交付要綱を改正されたい。また、補助金交付事務についてはチェックリストを作成し、添付書類の確認や検査を適正に行われたい。</p>	<p>「私立学校の財務状況に関する調査」は、添付書類から削り、それに代わる書類として「学校法人等基礎調査『資金収支計算書』の写し」を新たに追加するよう、草津市私立幼稚園振興運営費補助金交付要綱の一部を改正しました。交付事務については、添付書類のチェックリストを作成しましたので、これにより確認や検査を行っていきます。</p>

監査対象：都市再生課

意見・指摘事項	措置状況等
<p>草津市中心市街地公共空間賑わい創出事業を市が発注する委託事業とするのであれば、草津市中心市街地公共空間賑わい創出事業補助金交付要綱との整合を図られたい。</p>	<p>草津市中心市街地公共空間賑わい創出事業補助は廃止し、それに伴い当該補助金交付要綱を廃止しました。</p>

監査対象：歴史文化財課（文化財保護課）

意見・指摘事項	措置状況等
<p>草津市埋蔵文化財発掘調査等に係る調査要員に関する要綱に規定されている埋蔵文化財発掘調査要員雇用通知書（別記様式第1号）の勤務時間について、現状と合致するよう同要綱の別記様式第1号を改正されたい。</p>	<p>現状の勤務時間と合致するよう、草津市埋蔵文化財発掘調査等に係る調査要員に関する要綱の別記様式第1号を改正しました。</p>

監査対象：草津宿街道交流館

意見・指摘事項	措置状況等
<p>史跡草津宿本陣の入館料ならびに草津宿街道交流館の観覧料の減免対象者に、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律で規定）が規定されていないので、認定子ども園についても減免対象となるよう、草津市史跡草津宿本陣の入館料の徴収等に関する規則ならびに、草津市立草津宿街道交流館の観覧料等の徴収等に関する規則を改正されたい。</p>	<p>市内の幼稚園、保育所にかかる減免について、認定こども園の来館者にも適用できるように、草津市史跡草津宿本陣の入館料の徴収等に関する規則ならびに、草津市立草津宿街道交流館の観覧料等の徴収等に関する規則を改正しました。</p>